

社会福祉法人山陽福社会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 社会福祉法人山陽福社会（以下「当法人」という。）の役員（社会福祉法第36条第1項で定める役員をいう。以下同じ。）並びに評議員、評議員選任・解任委員、当法人福祉サービスに関する苦情解決規程第5条に定める第三者委員及び特別養護老人ホーム入所取扱規程に定める第三者委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長に役員報酬として月額120,000円を支給する。ただし、理事長が当法人の職員を兼ねる場合は、報酬又は給与のいずれかを支給することができる。

(旅費の支給)

第3条 当法人の役員が、職務のため旅行する場合の旅費は、次のとおりとする。

- (1) 役員の日当は1日につき5,200円を支給する。また宿泊料は一泊につき県内10,900円とし、県外の場合は13,100円を支給する。
- (2) 役員の交通費は、実費を支給する。
- (3) 評議員等が職務のため旅行する場合は、職員旅費規程により旅費を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第4条 当法人の会議等に参加した役員及び評議員等には費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は5,200円とする。

3 当法人の職員が、役員及び評議員等を兼ねる場合は、費用弁償は支給しない。

附 則

この規程は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。